

いじめ防止基本方針



令和8年度

臼杵市立北中学校

1 いじめ防止等の基本的な方針

(1)基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

この「いじめ防止基本方針」は本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、臼杵市、その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

(2)いじめの定義

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」では、以下のように定義づけられている。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律に置いて「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように補足されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の様態等を客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分吟味したうえで対応する必要がある。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることから、この問題にはすべての生徒を対象としたいじめ未然防止の観点が必要である。よって以下の項目について継続的な取組を行い、いじめの未然防止に努める。

(1)教職員の基本姿勢

- 子どもたちの良さを認め、ほめ、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を生徒に示す。
- 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 生徒からの相談は「いつでも聞く」という姿勢を示すとともに、生徒の思いに耳を傾ける。
- 個人のプライバシーを守る。

(2)いじめの起こりにくい学校・学級づくり

- 失敗しても認め合い励まし合う雰囲気をつくる。
- 勉強や人間関係等のストレスを軽減できるように、分かりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- 学級活動で学級をよりよくするための方法や学級のきまりを生徒と担任との話し合いで決めていく。
- 適切な言葉遣いや明るいあいさつができるようにする。
- 生徒会活動や体育大会、文化祭などの特別活動を通してよりより人間関係を構築する。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓された学習環境をつくる。
- 地域の人や保護者が気軽に来校し、学校の活動に協力していただく。

(3)子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- 週に1回人間関係づくりプログラムを実施し、グループワーク等を通して自他を認め、よりよい人間関係の構築を図る。

(4)保護者やPTA、地域(学校運営協議会、青少年健全育成会等)との連携

- 生徒の些細な変化などより多くの情報を集めて正確な状況の把握に努め、気になる場合はきめ細かく家庭と連携し、情報を共有する。
- 学校の「いじめ防止基本方針」をホームページ等に掲載し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにする。
- 学校から家庭・地域に対して、学校・学年・学級だよりなどを発行し、保護者・地域の方に学校や生徒の様子を理解してもらう。

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提ととらえる。いじめは「見えない・見えにくい」ものであり、小さな変化を見逃さない気付く力を高めていく必要がある。

また、生徒への声かけなどを通じて、信頼関係を構築しておくことも必要である。具体的な取組は以下のように行う。

(1)日々の観察

- 学校生活全般(授業、学校行事、休み時間、清掃、部活動等)で些細な変化も見逃さないよう生徒の様子に目を配る。
- 学級集団の中で授業や活動等の場面や部活動等において孤立している生徒がいないかを観察する。

(2)生活ノート等の記述

- 生活ノートや作文などで気になる記載がないか注意を払う。気になる記載を見つけた場合には、他の教職員と情報を共有し、教育相談・面談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 日頃からコメントのやりとりをするなどしながら悩みやいじめに関する情報を記載できる関係を構築するとともに、些細な変化を見逃さないようにする。

(3)教育相談

- 学期毎に教育相談を行い、個別に話を聞くことで早期発見に努める。
- 生徒が気軽に悩みを相談できるようにするため、日頃から良好なコミュニケーションを図るなどしながら信頼関係を築く。

(4)アンケート調査

- 学期毎や臨時にアンケート調査を行い、情報の収集を行う。

(5)保護者との連携

- 保護者がいじめに気付いたときに、いつでも学校へ相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

(6)「チーム学校」の組織づくり

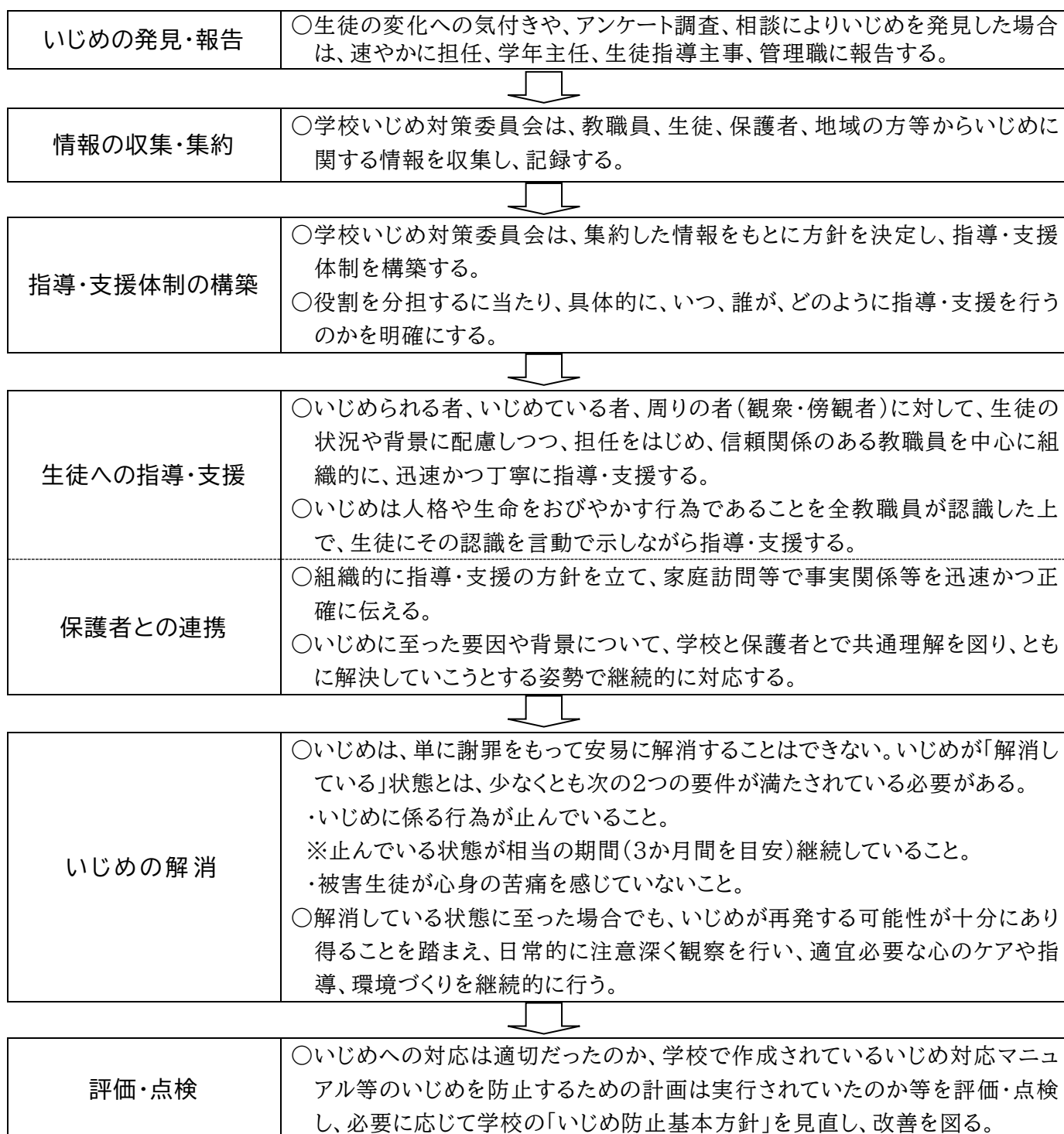
- チームカンファレンスを定期的実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども子育て課等と情報を共有しながらいじめの早期発見に努める。

4 いじめの早期対応

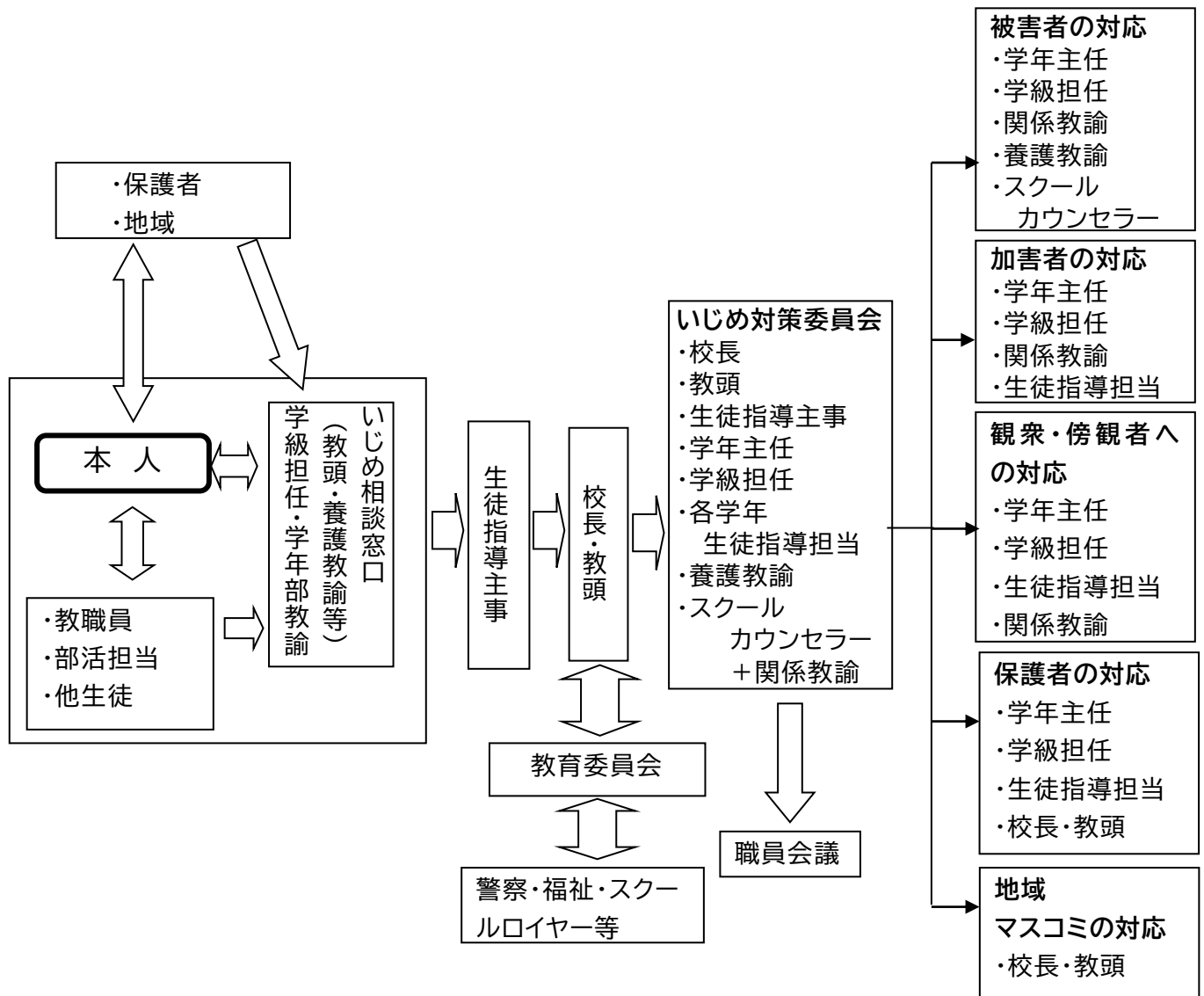
いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている生徒の安全確保に努め、再発の防止など迅速に対応をしていく。

また、保護者や教育委員会への連絡・相談や状況に応じて関係機関との連携を図る。組織的に対応しながら、いじめに対する適切な指導・支援、再発の防止を図る。

(1) いじめ対応の流れ



(2)いじめ発生から対応までの流れ図



5 ネット上のいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第2条で示されている「インターネットを通じて行われるもの」(以下「ネット上のいじめ」という。)とはSNS等を通じて、個人のページに悪口を書き込み誹謗・中傷したり、無視や仲間外れをしたり、投稿された画像や動画などの個人情報をも本人の許可なく共有するといった行為を受けることをいい、被害が短期間で拡大する極めて悪質なものである。

(1) ネット上のいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で拡大し、極めて深刻なものになる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

文部科学省「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)より

(2) ネット上のいじめの防止

① 情報モラルの指導

情報モラルの指導を実施する際は以下のポイントをおさえる。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者を傷つけるだけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

② 家庭との連携・協力

「ネット上のいじめ」は学校だけの取組だけでなく、学校と家庭が連携・協力しながら「ネット上のいじめ」を防止するために以下の取組を行う必要がある。

- スマートフォン等の利用に関する危険性と子どものスマートフォン等の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、スマートフォン等の利用に関して家庭における「ルール作り」の啓発を行う。
- 保護者によるスマートフォン等へのフィルタリングの設定が「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合があることを理解していただき、子どものスマートフォン等へのフィルタリングの設定の啓発を行う。

(3) ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合は、以下の点に留意して、生徒への対応・指導を行っていく。

① 記録・削除

- 「ネット上のいじめ」の発見・通報を受けた場合は、速やかにその内容を確認し、書き込みや投稿等が行われた時間、内容等を保存・記録し、状況証拠を残す。
- 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、また必要に応じて関係機関等とも連携し、当該いじめに係る情報の削除依頼等も含め、迅速にいじめへの対象を行う。

② 被害生徒への対応

- 被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。
- 学級担任等の教職員やスクールカウンセラーによる面談を行うなど、きめ細やかなケアを行う。

③ 加害生徒への対応

- SNS等での誹謗・中傷の書き込みは「いじめ」であり許される行為でないことや、SNS上への書き込み投稿等は短期間に拡散する可能性があることを理解させる。
- 「ネット上のいじめ」は加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えたりしている場合がある。よって指導にあたっては、個別の事例に応じて、丁寧な指導を行う。

④ 全校生徒への対応

- 個人情報保護など十分配慮した上で、全校生徒への指導を行う。

⑤ 保護者への対応

- 「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡をするとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会をもつ。その際、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めていく。
- 加害生徒が明らかな場合は、「ネットの上のいじめ」は許されない行為であることを説明する。さらに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭でのスマートフォンやインターネット等の利用の在り方について説明をする。

⑥ 関係機関との連携

- 学校・家庭だけでは解決が困難な事例については、警察等の関係機関との連携を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法では、重大事態の定義、調査を行う際の対応について、次のように規定している。

第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に
対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又
はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る
事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
と認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじ
めを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情
報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調
査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

また、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、次のように「重大事態の意味」について
説明している。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめ
にあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し
て判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

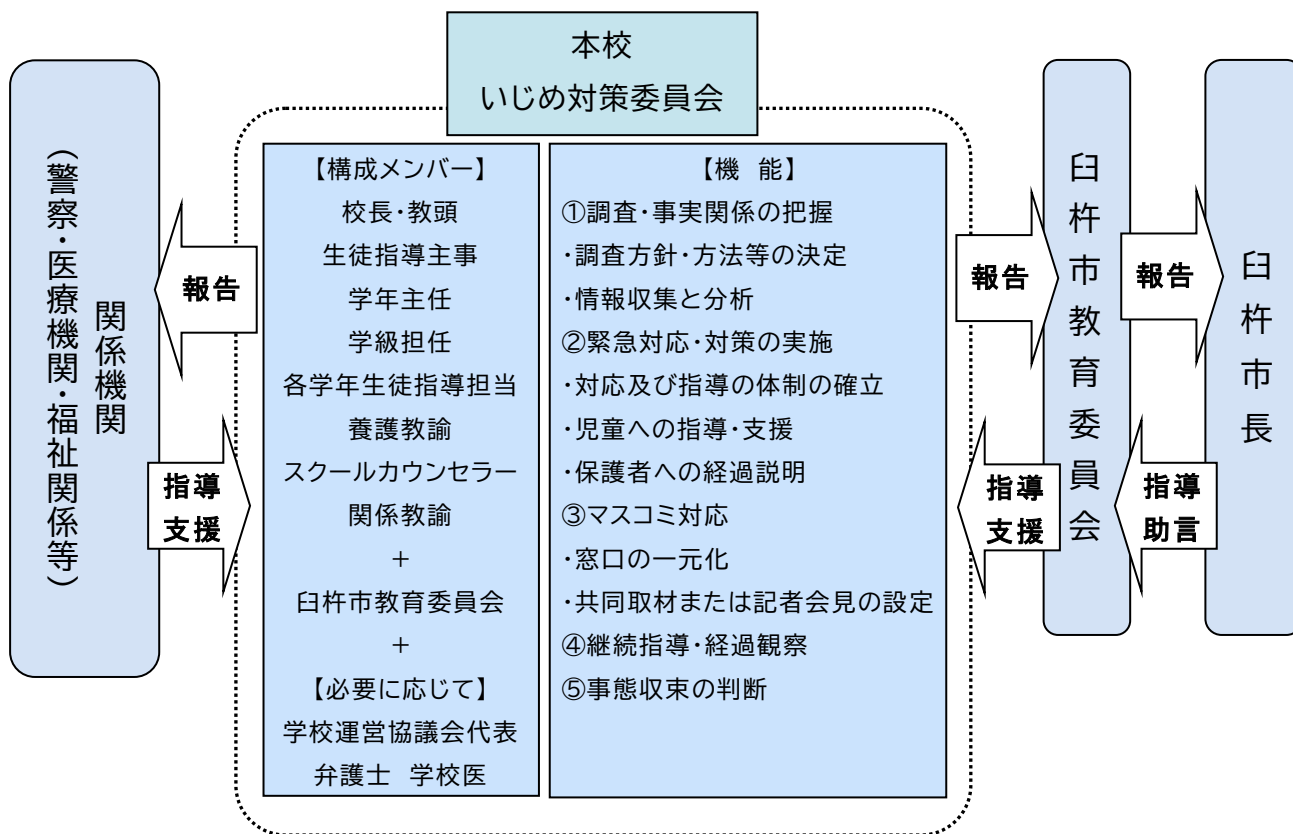
などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒
が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断
により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学
校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもの
として報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報
である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の対応

○重大事態が発生した場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。



○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

○報道機関等の取材がある場合は、白杵市教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめ対策委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。